

地域再生法施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 趣旨及び概要

港湾法に規定される重要港湾は、海上輸送網の拠点等国の利害に重大な関係を有する港湾であり、地域によっては地域外との流通・交流の拠点となっているのみならず、領海警備や漁業取締の拠点、災害緊急物資の搬入拠点等となっているものもあり、地域の保全及び地域社会の維持を図るために重要なものとなっている。この重要港湾の港湾施設は、近年施設の老朽化が進行しており、その増改築等の必要性が急速に高まってきている。

このような状況を踏まえ、重要港湾の港湾施設の整備についても、地域再生法に基づく地域再生計画の対象とするとともに、まち・ひと・しごと創生交付金の対象とし、地方公共団体の判断でその老朽化の解消を目指していくことが望ましく、令和3年度当初予算においてこの拡充が認められた。

このため、地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）について、地域再生計画及びまち・ひと・しごと創生交付金の対象となる港湾施設として、重要港湾の港湾施設を追加する等の改正を行うものである。

2. 施行期日

令和3年4月1日